

2011年2月10日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

犬の登録及び狂犬病の予防に関することに係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本
人通知の省略について（答申）

2011年1月28日付けで諮問（第458号）された犬の登録及び狂犬病の予
防に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ
とに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき
捜査のため、生活衛生課で保有する犬の登録台帳の照会がなされた。当該法令
条文の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられてい
る場合には該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、
神奈川県藤沢警察署司法警察員に犬の登録台帳を目的外に提供することについ

て、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 犬の登録台帳を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 登録者の住所、氏名、電話番号

(イ) 犬の種類、名前、毛色、生年月日、性別

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る申請の根拠規定は、刑事訴訟法第197条第2項「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」とされており、協力要請を認めたものであるが、官公署及び政府関係機関はその要請に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件申請は、正当な協力要請権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって犯罪捜査の適正かつ迅速な対応のため行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の飼い犬が飼い犬をかんだ事例である。加害犬はスタンダード・プードルで、加害犬飼い主は他の飼い犬も連れていたが犬種は不明であった。捜査によって飼い主を特定すべきものの、当署で保有する情報及び捜査によって得られた情報だけでは飼い主を特定することができなかった。そこで犬の登録から加害犬飼い主を捜査し、特定したい。」とのことであった。

犬によるこう傷事故や犬が人の生命、身体に危害を加えた事件が発生した場合には、人の健康への影響及び緊急性を考慮し、2007年1月25日付け審議会答申第229号により承認を得た「狂犬病予防法並びに神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき本市が保有している犬の登録原簿等の情報について、捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」に基づき、提供に応じるものであるが、本件のような飼い犬が飼い犬をかんだ

事故は本ガイドラインの趣旨に該当しない。

しかし、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第19条に基づき、飼い犬が飼い犬をかんだ場合にも飼養者には飼い犬事故届出書を提出する義務があるが、本件についてその提出は未だなされていないことから、飼養者を特定し、再発防止指導を行う必要がある。飼養者の情報は狂犬病予防法に基づく犬の登録に係わる個人情報であり、藤沢市内における犬の登録情報は当所以外に保管がなく、他の代替手段によって得られることがない。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の適切な運用を図るためにも、本件の捜査に協力する必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者に本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを神奈川県藤沢警察署に確認した。

以上から本人通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

捜査関係事項照会書

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の飼い犬が飼い犬をかんだ事例である。加害犬はスタンダード・プードルで、加害犬飼い主は他の飼い犬も連れていたが犬種は不明であった。捜査によって飼い主を特定すべきものの、当署で保有する情報及び捜査によって得られた情報だけでは飼い主を特定することができなかった。そこで犬の登録から加害犬飼い主を捜査し、特定したい。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が狂犬病予防法に基づく犬の登録に係わる個人情報で、捜査に必要であることを確認しており、実施機関で

しか藤沢市内における犬の登録情報の保管がなく、他の代替手段では得られないとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。ただし、スタンダード・プードルの登録情報を提供することについては、加害犬であるスタンダード・プードルの飼い主が他の飼い犬（犬種は不明）を連れていたことから、スタンダード・プードルを登録しかつその他の犬も登録している複数の犬の飼い主の情報のみを捜査機関に提供することを条件とする。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上